

教育・ジェンダー・共生

—コロナ後の共生社会を支える教育—

現場からの報告と展望：

「信頼」の土台の上に立つ教育



静岡支部会員：静岡県立大学短期大学部 永倉みゆき

私の勤務する**静岡県立大学短期大学部**のプロフィール

・こども・社会福祉（2年制）・歯科衛生（3年制） 3科から成る

静岡県立の短期大学

・「社会に貢献できる有為な人材を育成すること」を目標に掲げ
専門職になる学生を育成 学生は真面目で誠実な学生が多い

・「こども学科」学生は1学年30名。1割程度が県外の出身者。

— 2020年度入学生は、2年に亘りコロナ禍の中にいた。

今回の事例は主に2020年度入学生のもの

2020年4月6日

・学生たちはガイダンスのみ登校。それから長い自粛学生生活へ。

教科書はすべて郵送

→ ・学生の許可を得て、住所、氏名、帰省先、連絡先（メールアドレス・携帯番号）、ネット環境（受信機器や制限等について）等の情報を得る。（通常は学生課が管理）

・・・これが後々大変役立った

短大部は、すぐに「**遠隔授業WG**」を設置

・・・非常勤を含めた全教員に遠隔授業のノウハウを提示、
授業方法を載せた時間割の作成等々

5月連休明けからの授業開始に向けて

リモート授業に関して

- 学科内のzoomアカウントの調整（重複回避）
- 学内ネット環境の調査
（ワイヤレスLANが安定している所はどこか）
- 学内で複数名が充電できる環境を整える

5月連休明けからの授業開始に向けて

対面授業に関して

- 教室の調整・変更（2 mの間隔を確保・指定席）
- 全ての授業で「感染症防止対策計画書」作成、提出、確認
- 非常勤教員のためにzoomで授業を配信できる部屋を設置
非常勤教員のサポート体制をつくる

その他 短大全体で行った対策

- 学生に不足がちなマスクを配付
 - 出入口に、スタンド式体表面温度計測器を設置
 - 学食、アトリウム等の椅子を減らし、パーティションを設置
- …等々の対策を、5月連休明けまでの間に急遽行う

授業内容上の工夫

- ・ 実技系の授業の工夫・・・自宅で作ったものを提出、共有（造形）

オペレッタは各自の表現活動のリポート発表会に変更（表現）

半数ずつの講義にし、実習も半数で行う
（子どもの保健）

調理実習は最低限にし、試食は避ける
（子どもの食と栄養：後期科目）

授業に関する困難

- 授業の形態は4つ
 - ① ユニバーサルパスポート（通常大学の使用している情報システム）による課題の提示、授受。※ 1年生には使い方の説明が十分でない状態。
 - ② 大学が取得したアカウントによりzoomを使ったオンライン上でミーティングをする形の授業（参加型授業が可能。ただし学生のネット環境に左右される。）
 - ③ オンデマンド型の授業。（ユーチューブ、外部ストレージ等を活用。）
 - ④ 対面授業

大学も想定外の事態だったので、サーバーの容量が十分に対応できず、制限有

授業に関するトラブル

1. 学生のネット環境の差

- PC所有数 1年生 17名 (うち2名は実家には有り・逆に実家にはなく下宿にある者1名)

※PCはあるがプリンターが無い者2名・あるが調子が悪い1名

→ 30名中14名が使用できるPCなし

2年生 32名 (うち1名は実家に有り)

→ 34名中2名がPC所持なし

- ユニバーサルパスポート閲覧率 (1年生)

4月15日 93.5%

4月16日 73.3% →連絡が多すぎて学生は負担増

授業に関する困難

2. 著作権の壁

実践を学ぶ上での映像による授業の制限

・・・実践のDVDを元に考察する形の授業には必須

令和2年に関しては無償となる（※）

→ただし著作権の許諾の申請が必要な会社、会社の方針により対応しない会社もあった。

令和3年からは、学生一人あたり720円+税/ 1年の補償金で使用可に

朗報として（※）

新型コロナウイルス感染症に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、平成30年の著作権法改正で創設された「**授業目的公衆送信補償金制度**」について、当初の予定を早め、令和2年4月から施行された。（令和2年4月10日に施行期日を定める政令を閣議決定）

本制度は、学校の設置者が各分野の権利者団体で構成される「指定管理団体」に一括して補償金を支払うものですが、指定管理団体である「**一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会**」（サートラス）において、令和2年度に限り、補償金額を特例的に無償として認可申請が行われ、文化審議会による審議を経て、令和2年4月24日付けで文化庁長官により令和2年度の補償金額を無償とする旨の認可が行われました。（文化庁HPより）

著作権は法律で認められた私権であり、著作物の複製や公衆送信といった利用行為ごとに権利が及ぶというのが国際的なルール。外国の著作物利用への対価還元も必要。

	日本	ヨーロッパ (ドイツ、フランスなど)
複製 (対面授業)	紙の複製・配布： 無許諾+無償 ※現行法制定時（昭和45年）の印刷技術が前提（広がる範囲が限定的）。 ⇒ 本来有償 のところ、法改正時は、 教育現場の混乱を避けるため、無償を継続。	有償
公衆送信 (遠隔授業)	許諾権に基づく対価（権利者毎の使用料） ↓ 無許諾+文化庁が認可する 適正な額の補償金 ※ <u>ネット送信はその広がり</u> に制約がなく、複製より <u>権利者への不利益</u> が大きい。	有償

「授業目的公衆送信補償金制度の概要」より（令和2年12月文化庁）

実習に関する課題発生

π

1. 緊急事態宣言に関わる実習の中止（令和2年度）

- ・ 実習時期

保育実習 ……1年3月（保育所）、2年8月（施設）
2年10月（保育所または施設） 12日間

幼稚園教育実習……1年2月1週間、2年 5、6月3週間

緊急事態宣言発出と同時に、実習中止になったケース

幼稚園（24名/33名） → 園の変更・9月に移動

施設（9名/33名） → 夏期休暇中に実習時間数分の代替授業
（令和3年度も）

実習に関する配慮等

- 2週間の健康観察と行動記録の提出
- 家族に発熱者、濃厚接触者が出た場合の対応
- 逆に園に感染者が出て、急に休園になったケースもあり。

→ これらは現在も継続中

コロナ禍が学生に与えた影響

π

<欠席で判明したA子の困難>

緊急事態宣言が解除になり、対面授業が少しずつ復活した7月頃、県外生A子が大学に来なくなった。メールしても返信がなく、コロナ感染の心配もあるため、チューターが携帯で連絡した上で下宿を尋ねると、病気ではないことがわかった。朝から夕まで5時限詰まった時間割の中で座って授業を受けて続けていたら体調が悪くなったようである。

リモート授業は、通学時間がないなどのメリットもあるが、一旦オンデマンドの授業や、各授業の課題をためてしまうと、非常に大変なことになる。

(短期大学なので余計に授業が混んでいる)

コロナ禍が学生に与えた影響

＜実習で分かったB子の窮状＞

9月に3週間の教育実習を行ったB子。県外生で下宿しており、学費はすべて奨学金とアルバイトで捻出している。

巡回担当教員に「緊急事態宣言中にもウーバーイーツでアルバイトをしていたが、それでは必要なお金が充足できない。今実習中でアルバイトが出来ないことで困っている。昨夜も何も食べていない。」と話す。

教員が信頼できる園長に学生の状況を伝えたところ、実習の中で可能な支援をしてくれた。

コロナ禍により気付けた教育の中の様々な「信頼」

1 困った時に学生が頼れる場を用意し、連携する

- ・教員同士
- ・保健センター
- ・教務、学生室
- ・実習先も

大学生は、家庭に連絡は基本的にできない。

「家には言わないでください。」

コロナ禍により気付けた教育の中の様々な「信頼」

2 実施する側、受ける側同士の信頼関係が「授業」を成立させている。

- 課題送付のトラブルへの対応
- zoomの便利さの裏には・・・

3 「学び」が守られる場としての 教室の存在

- 授業参加の構えを生む装置としての教室
「リモートだと集中できない気がします」
- “共に考える雰囲気”がもたらすもの

コロナ禍により気付けた教育の中の様々な「信頼」

4. 学生の育成を担ってくれた実習園との連携

- 自園の子どもも達の安全も守りながら、後進の育成のため実習の場を提供してくれた現場の方々（私立と公立の性質による対応の違いはあるが）感謝の念に堪えない。

π

今も尚、コロナ禍は続いており、現在の学びがいつ変わるのかも予想できない。

しかし、今回のこの経験から、学生も教員も共に

「今できる最上のことを実行すること」

「情報を鵜呑みにしないこと」の重要性を学んだ。

学生は、今後社会に出て、「守られた人」から「守る人」になる。

その上でも貴重な経験だったのではないかと考えている。



ご清聴ありがとうございました

富士市役所消防庁舎7階からの富士山